

仕様書

1 「『選べる』を消費者に」リーフレットのデザイン作成及び印刷業務

2 目的

平成30年度から公正取引委員会が委嘱している消費者アドバイザーにおいて、消費者に対し広く独占禁止法の概要を周知してもらうための消費者向けリーフレットを作成する。

3 デザイン作成

- (1) 取引企画課から貸与する原稿データ（PDF形式）を元に、以下の箇条書き事項を参考にして取引企画課と打ち合わせ等を行いながら、『選べる』を消費者に」リーフレット（以下「リーフレット」という。）のデザイン及びレイアウト（背景含めた全体のデザイン・配色，文字の配色や文字の配置・余白の調整等も含む）を企画・作成することとし，取引企画課はこれを監修するものとする。したがって，受託業者は作成したデザイン案等について，取引企画課が必要な修正を求めることを了承すること。

※作成時には以下の事項を考慮すること。

- ・ 原則，原稿データの文言はそのまま使用すること。原稿データで使用している画像等は取引企画課から支給する。
- ・ 原稿データで使用している画像のうち，指定する一部の画像（3～4頁の図中で使用している「①バスのイラスト，②ホテル外観のイラスト，③スポーツシューズのイラスト，④⑤小売店外観のイラスト」の計5点）については，原稿データにより調和すると考えられる画像を各2点以上提案すること。
- ・ 消費者向けに作成するものであるため，いち消費者が手に取りやすい好感の持てるデザイン，色調であること（フォントサイズは特段の提案が無ければ原稿データで使用しているサイズを維持すること。）。
- ・ 作業において発生する諸経費については，受託業者において負担する。

(2) 入稿形態

PDFデータ

(3) 校正

1回（大幅な修正等があった場合は，再度校正を行う可能性あり。）

4 印刷

(1) 部数

1000部

(2) ページ数

6ページ

(3) 色

4 C / 4 C (フルカラー)

(4) 用紙

再生マットコート紙 四六判 110.0kg

※ グリーン購入法に適合するものであること。ただし、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

(5) 校正

1 回 (本機・本紙校正)

(6) 仕上がり

巻き三つ折・縦 210mm×横 100mm サイズ (両面印刷により A 4 用紙 1 枚の仕上がり)

5 納入期限及び納入場所

(1) 納入期限

令和元年 9 月 6 日 (金)

(2) 納入場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 13 階
公正取引委員会事務総局取引部取引企画課

6 著作権等について

リーフレットの制作に当たっては、図案等が著作権・意匠権等、各種知的財産権の対象となっていないものを使用しなければならない。

なお、納入をもって本件成果物に係る著作権は当委員会に譲渡するものとする。

7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。

(2) 完成した原稿データを CD-R に保存し、取引企画課に納入する。

(3) 本件業務を第三者に委託を行ってはならない。

8 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和元年 7 月 25 日 (木) 正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 1 4 階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

F A X : 0 3 - 3 5 8 1 - 2 9 5 1

E-mail : open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出書類

(ア) 見積書

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

エ 提出方法

持参，郵送，F A X 又は電子メール

F A X 又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は，当該決定の連絡を受けた後速やかに見積書の原本を提出すること。

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額（見積額））は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって，別添の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

9 問い合わせ先

(1) 手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：0 3 - 3 5 8 1 - 5 4 7 4

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部取引企画課

電話：0 3 - 3 5 8 1 - 3 3 7 1（直通）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

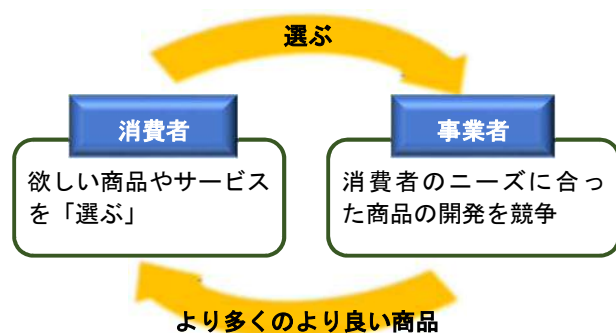
4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。

市場において消費者は重要な役割を果たしています。

大切なのは賢く確かな「消費者の目」です。

消費者が確かな情報に基づき商品やサービスを「選ぶ」ことを通じて、事業者は消費者のニーズにあった商品の開発を競い合い、より多くのより良い商品を販売するようになります。

「消費者の目」が、市場を動かしているのです。



独占禁止法の目的

独占禁止法や競争政策は、事業者間の公正で自由な競争を促進するためのものであり、それを通じて、「一般消費者の利益を確保する」ことが期待されています。

みんなの「選べる」
利益を守る！



最後に・・・

公正取引委員会では、違反行為の取締り以外にも、様々な事業分野の実態調査を実施し公表しています。

また、独占禁止法の普及啓発のため、一日公正取引委員会、独占禁止法教室、消費者セミナーといった広報活動もしています。

何か御相談や御質問などありましたら、全国の相談窓口までお気軽にお寄せください。

相談窓口

公正取引委員会事務総局	官房総務課	03-3581-5471(代)
北海道事務所	総務課	011-231-6300
東北事務所	総務課	022-225-7095
中部事務所	総務課	052-961-9421
近畿中国四国事務所	総務課	06-6941-2173
中国支所	総務課	082-228-1501
四国支所	総務課	087-811-1750
九州事務所	総務課	092-431-5881
沖縄公正取引室		098-866-0049

インターネットなどでも、様々な情報を提供しています。是非、御利用ください。

<https://www.jftc.go.jp/>



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel

表面

「選べる」を消費者に

私たちの暮らしと
独占禁止法の関わり



公正取引委員会キャラクター
どっきん

公正取引委員会

事業者間での競争が大切です！

市場とは、多くの事業者と消費者が「自由に様々な商品を買場」のことをいいます。例えば、何かを購入しようとする、「市場に参加している」ことになるのです。

事業者は、自らの創意工夫によって、消費者から選ばれる魅力的な商品を提供しようと互いに競争します。その結果、様々な商品が市場に並ぶことになり、消費者は多くの商品の中からより自分の欲しい商品を選ぶことができます。



競争によって消費者の利益が保たれています！



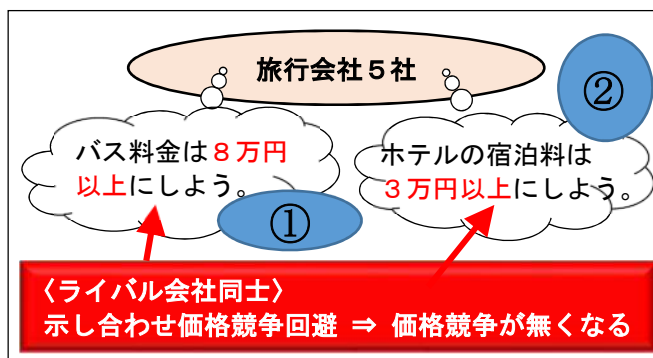
私たちの暮らしとの関わり

もし、市場の競争が無かったらどうなるのでしょうか。例えば、性能が悪く高額な商品しか市場に出回らなくなるかもしれません。そうすると、消費者にとって多様で自由な選択が困難になり、消費者の利益が確保されなくなります。

そのようなことを防ぐために市場の競争を制限・阻害する行為を禁止し、消費者の利益を守っているのが独占禁止法であり、国の行政機関である公正取引委員会が運用しています。

消費者に身近な事件の例

- 旅行会社が話し合って修学旅行におけるバスやホテルの料金を高く設定（カルテル）

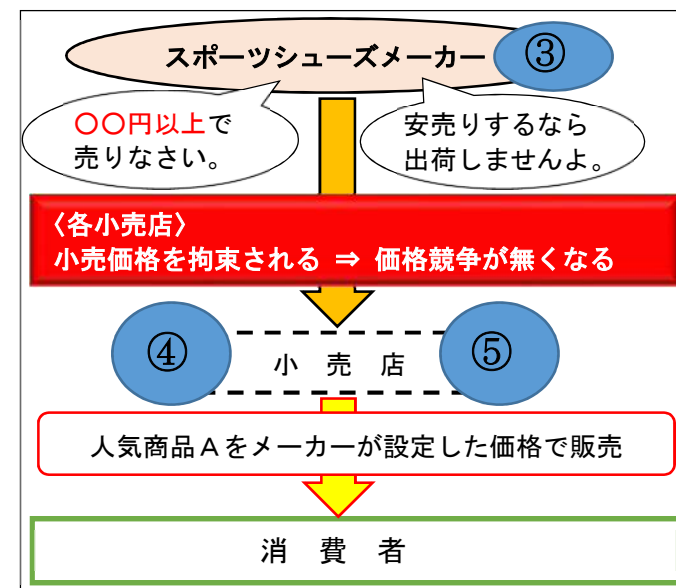


価格競争が無くなると、どこも値段を下げないから、高い料金を支払わないといけなくなるね。



公正取引委員会では、このような独占禁止法に違反する行為をした事業者を取り締まっています。

- スポーツシューズメーカーが人気商品Aの値引き販売を禁止（再販売価格の拘束）



人気商品Aをメーカーが設定した価格で販売

消費者



どのお店でも同じ値段で売られていて、どこで買っても変わらないね。